

# 北海道教員バスケットボール連盟規約

## 1章 総 則

第1条 本連盟は、北海道教員バスケットボール連盟と称する。

第2条 本連盟は、事務局を理事会の指定した場所におく。

第3条 本連盟は、北海道の教員バスケットボール競技の健全な普及と発展に寄与するとともに、加盟チーム相互の研修と親睦を図ることを目的とする。

第4条 本連盟は、前条の目的を達成するために、次の事業を行う。

- (1) 競技会の開催
- (2) 講習会及び研修会の開催
- (3) 関係諸機関及び諸団体との連絡提携
- (4) その他本連盟の目的達成に必要な事項

第5条 本連盟は、北海道の教員バスケットボールチームにより組織する。

## 第2章 役 員

第6条 本連盟には、次の役員をおく。

- (1) 会 長 1名
- (2) 副会長 若干名
- (3) 理事長 1名
- (4) 理 事 必要な人数(事務局長1名を含む)
- (5) 監 事 2名

第7条 会長・副会長及び監事は、理事会で選出する。

2 理事長は、理事会の推薦により会長が委嘱する。

3 理事は、各教員バスケットボールチームの代表及び北海道バスケットボール協会から推薦された者で、会長が委嘱する。

4 理事の中から必要な人数を常任理事とし、会長が委嘱する。

5 会長・副会長・理事及び監事は、相互にこれを兼任できない。

第8条 会長は、本連盟を代表し、業務を管理する。

2 副会長は、会長を補佐し会長に事故あるとき、または欠けたときは、会長があらかじめ示した順序によりその職務を代理し、または、その職務を行う。

3 理事長は、本連盟の業務を統括する。

4 常任理事は、理事会の決定に基づき業務を企画運営する。

5 監事は、本連盟の業務を監査する。また、諸会議に出席し意見をのべることができる。

第9条 役員任期は、2年とする。但し、再任を妨げない。欠員補充によって就任した役員は、前任者の残任期間とする。

第10条 本連盟に顧問をおくことができる。

- 2 顧問は、理事会の推薦により会長が委嘱する。
- 3 顧問は、本連盟の運営に関する重要事項について、会長の諮問に応ずる。

### 第3章 会 議

第11条 理事会は、会長・副会長・理事長・理事及び監事をもって構成し、会長が招集する。

- 2 理事会は、毎年1回を定例として開催する。但し、理事長、または理事総数の過半数の者から請求があった場合は、臨時に開催することができる。
- 3 理事会は、次の事項を決議する。
  - (1) 事業計画
  - (2) 予算及び決算
  - (3) 規約の改正
  - (4) 役員を選出
  - (5) その他、理事会で必要と認めた事項
- 4 理事会は、理事の2分の1以上の出席がなければ開会できない。
- 5 理事会の議事は、出席した理事の過半数をもって決し、可否同数の場合は、議長の決するところによる。
- 6 やむを得ない理由により理事会に出席できない理事は、議事の一切を会長に委嘱するものとする。
- 7 理事会の議長は、理事長がこれにあたる。

第12条 常任理事会は、常任理事をもって構成し、理事長が招集する。

- 2 常任理事会は、本連盟の業務に関し常務的な事項を執行する。
- 3 第11条の規定は、常任理事会についても準用する。この場合において、条文中「理事会」とあるのは「常任理事会」と、「理事」とあるのは「常任理事」と読み替えるものとする。
- 4 前項に定めるもののほか、常任理事会の運営に関し必要な事項は理事長が別に定める。

### 第4章 会計及び事業年度

第13条 本連盟の経理は、加盟費・負担金・補助金・寄付金その他をもってこれにあてる。

- 2 加盟費は、理事会において決定する。
- 3 本連盟に加盟するチームは、理事会で決定した加盟費を納入しなければならない。

第14条 本連盟の事業及び会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

### 第5章 補 則

第15条 本連盟の規約を改正する場合は、理事会の決議を必要とする。

第16条 この規約に定めるもののほか、本連盟の目的達成に必要な細則は、常任理事会の協議を得て会長が別に定める。

付則

○本規約は、昭和50年6月1日から実施する。

- |       |            |
|-------|------------|
| 第1次改訂 | 昭和54年9月17日 |
| 第2次改訂 | 昭和60年9月23日 |
| 第3次改訂 | 平成23年9月10日 |